

# 社会保険労務士のむら事務所通信

2019春号  
発行人：野村祐輔  
2019年5月1日発行  
第13号

## 有給休暇5日取得義務って？

働き方改革が現実的に着々と進んでいく中、法改正が4月1日に行われました。有給休暇の取得の義務化です。具体的な内容としては、

- ①対象となるのは年次有給休暇が10日以上付与される従業員（年次付与が10日未満の方は該当しない）
  - ②従業員ごとに付与した日（基準日）から1年以内に5日以上取得が義務（今年の各々の基準日まで5日の有給消化義務は発生しない）。
  - ③5日以上取得できない従業員に対しては、使用者による時季指定が必要
  - ④違反した場合は、30万円以下の罰金
  - ⑤使用者は従業員ごとの年次有給休暇管理簿を作成し、3年間の保存が義務化
- ということになります。

また、時季指定をする場合は、従業員の意見を徴収し、その意見を尊重するよう努めることも求められています。

これは事実上、働き方改革の第1弾とも言えるものです。個人個人の有給休暇の管理だけでも大変な作業です。その上、ひとりひとりに5日の有給休暇を年間日程に組み込んでいかなければならない。これは日常の業務を運営していくのにも影響が出てきます。また有給休暇を確実に付与するというのは実質上の賃上げにも相当することであり、事業主には頭の痛いことでもあります。さらにこれが5日だけの付与で済むのであれば良いのですが、付与義務のある従業員は10日以上持っているわけですから、5日で済むとも限りません。5日取得義務が呼び水となって、会社の業務の流れを無視して有給休暇を簡単に取得できる環境（これが政府の目論見ですよ）に従業員の意識がなっていくかもしれません。これは大変な問題です。

政府の意向は大事にしつつも、あなたの会社に合った制度に落とし込んでいかないと、会社の根源を揺るがすような事態が起きかねるとも限りません。

ある信用金庫が中小企業を対象に4月に、年次有給休暇取得の義務化に関する対応をまとめた調査結果を公表しました。「ローテーションを見直す」(40.3%)、「休暇計画を立てる」(31.9%)、「従業員を新たに雇用」(10.3%)となっています。一方で「決めていない」が38.9%もありまだまだ中小企業では未対応なところも多いのが現状なのではないでしょうか？

しかしながら会社にとって重要な問題であることに間違いはなく、対応しないことで良い方向へ進むことはありえません。

現在当事務所では、働き方改革セミナーとして、有給休暇5日取得義務をはじめとした、これから変わりゆく働き方改革の解説と、その事前及び事後の対策をセミナーしております。しばらくは無料で行っていますので、ぜひご参加下さい



## 賃金構造基本統計、その後・・・

不正問題の起きた”賃金構造基本統計”。本来の調査員による調査ではなく郵送調査で行われたのも問題のひとつでしたが、今年の調査からは郵送調査を原則とすることが認められました。

厚労省は来年の調査からインターネットを通じたオンライン調査に切り替える方針で、近く総務省に申請するという事です。

また今年の調査から外国人労働者の労働条件の詳しい調査を始めることも承認されました。調査項目に在留資格を加え、賃金や労働時間を調べるということです。4月に新たな在留資格「特定技能」での外国人の受け入れが始まり外国人労働者が増えることを踏まえ、労働実態を調べる狙いがあるのでしょう。

## 有給5日取得に対しての埼玉県の動きは？

埼玉労働局は今年度の行政運営方針を公表しました。7～11月に5日以上の年次有給休暇取得を推進する取組みを始めます。

埼玉県公労使会議は昨年度から、7～11月を働き方改革推進期間に設定しています。今年4月1日に年5日の年次有給休暇の取得が義務化されたことから、有給5日以上の取得をめざし、毎月1日以上の取得や夏季休暇と合わせた連続休暇を呼びかけています。

また11月14日の埼玉県民の日は”年休取得促進デー”に決めました。公立の学校が休みになるため、”家族で休みを取ってほしい”と言うことでしょう。



## 働き方改革対策セミナーを行います

当事務所では年4回のスケジュールで、皆様のお役にたつセミナーを定期的に行っています。今年第2弾は6月27日（木）19時から”働き方改革の全貌とその対策”として鷺宮西コミュニティセンター”おおとり”ボランティアビューローAにて開催します。参加費無料で行いますのでお気軽にご参加下さいませ。

お申し込みは会社名・担当者名をご記入の上FAX：0480-31-6461まで願います。



### つぶやき

令和です。昭和から平成が変わるときは昭和天皇の崩御もあり、厳かな雰囲気でも粛々と改元が進んでいった感でしたが、今回は正に年越しみたいな雰囲気。平成元年というと、およそ30年前です。その時の私と言えば、プロボウラーになるために必至で体力作りと練習に励んでいた頃です。また人生で一番もがいていた時期でもありました。翌年無事にプロテストに合格し、プロボウラーとしての一步を踏み出したわけなのですが、まさにこの時期は苦しいながらも頑張っていて人生の充実期でもありました。あの頃の自分に、今の自分の仕事を教えてあげていたら彼（自分）は何と言うでしょうか？”おまえ、逃げたな！”と言われそうですが。（笑）